選挙運動用ポスター印刷契約書

　（候補者氏名）（以下「甲」という。）と（契約の相手方）（以下「乙」という。）とは、甲が使用する「選挙運動用ポスター」を印刷購入することについて、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　（選挙名）　選挙運動用ポスター

２　仕　　様

３　数　　量　　　　　　　　　　枚

４　金　　額　　　　　　　　円（単価１枚　　　　円）

　　　　　　（うち消費税及び地方消費税額　　　　円）

５　納入場所　　岩手県二戸郡一戸町

６　納入期限　　令和３年　月　日まで

７　代金支払方法及び期限

　　甲は、　　　　　選挙の選挙期日後、乙の請求があった日から７日以内に、乙の指定する方法により代金を支払うものとする。

ただし、甲が一戸町議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第９条の規定の適用がある者となった場合には、乙は同条例第11条に規定する額の範囲内の代金については、岩手県一戸町長に請求するものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印してそれぞれその１通を保有する

ものとする。

　　令和３年　月　日

　　　　　　　　　　甲　　　住　所　岩手県二戸郡一戸町

　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名